**広島県告示第四百七十号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年七月十四日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

| 所在地 | 土砂災害警戒区域 | | | 土砂災害特別警戒区域 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の表示 | 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の表示 |
| 広島県三次市粟屋町地内 | 元国（三三六九―六） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 元国（三三六九―六） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 大平（一二四〇七） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 大平（一二四〇七） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 大平（一二四〇七―一） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | | | |
| | 大平（一二四〇七―二） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | | | |
| | 大平（一二四〇七―三） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 大平（一二四〇七―三） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 中垣内（一二四〇七―四） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 中垣内（一二四〇七―四） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。